

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

今月の視点

M&Aがぐっと身近に ～事業承継・M&A補助金～

経営を未来につなげる選択肢

「このまま続けていいのか」「後継者が見つからない」。そんな悩みを抱える中小企業の経営者にとって、M&Aは決して特別なものではなくなってきました。国もこの動きを強く後押ししており、令和7年度にも「事業承継・M&A補助金」として、具体的な支援策がスタートする予定です。

最大1,000万円、専門家費用も補助

この補助金は、事業承継やM&Aの際にかかる設備投資や専門家活用の費用などに対し、最大1,000万円（補助率2/3）を支援してくれるものです。たとえば、親族内や従業員への承継、第三者への売却など、経営のバトンをつなぐための支出をグッと軽減してくれます。

「売る」だけでなく「成長」の選択肢にも

補助の対象は「売りたい企業」だけではありません。「これから買って広げたい」企業も、M&Aに伴うPMI（統合支援）費用などで使えます。また、譲渡・譲受のどちらでも専門家や仲介への報酬支出がサポートされるため、安心して検討が可能です。

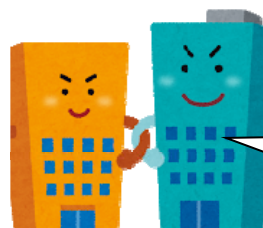
申請はこれから本格化。準備がカギ

この制度は、2月に事務局公募が完了し、現在（3月時点）補助金の詳細公募に向けた準備が進められています。本格的な募集が始まる前に、顧問税理士や中小企業診断士と一緒に計画を立てておく申請時にスムーズです。

この補助金は後継者難による“消滅”を防ぐだけでなく、「今のうちに会社の価値を高めて譲る」という考え方も応援しています。誰かに託すことは、会社の未来を守る立派な経営判断。廃業か継続か、悩む前に“第三の道”としてのM&Aを選択肢に入れてみませんか？

未来をつなぐ制度、まずは相談から

制度をうまく活用すれば、これまで諦めていた選択肢が現実になります。まずは「相談してみる」ことから始めてみましょう。その一歩が、未来を変えるかもしれません。制度をうまく活用すれば、これまで諦めていた選択肢が現実になります。迷ったら、一度専門家に話を聞いてみるのがおすすめです。



成長戦略の手段としてM&Aを検討しよう！

トランプ関税と消費税

関税と消費税の似ているところ

トランプ大統領は、一律関税とか、相互関税とかの発言のほか、「消費税も関税とみなす」との発言をしていて、注目されています。

関税の納税義務者は、貨物の輸入者で、関税は、最終的には消費者に転嫁されます。消費税は、売上に対する消費税から仕入消費税を差し引いて納税しますが、輸入品については、輸入時点で関税の課税標準額に関税額を加算した金額を課税標準として消費税が算定され、貨物の輸入者に課税されます。そして、最終的には消費者に転嫁されます。このところは、関税と消費税は似ています。

関税と消費税の目的の違い

国税としての消費税（付加価値税）のないアメリカの立場からすると、輸入品に税金を上乗せする制度は、関税を課すのと同じに見えるのかもしれませんが、でも、関税を課す目的は、自国の産業を保護するため、国内製品が安価な外国製品に対抗しやすくするところにあります。それに対し、輸入品に対する消費税の課税目的は、国内製品にはその中に前段階消費税が既に累積されているのに対し、輸入品にはその累積消費税相当分が含まれておらず、国内製品と輸入品とが対等な条件で競い合う条件に

ないので、その条件整備をするところにあります。即ち、関税は輸入品の中の特定品目を巡る不平等策であるのに対し、消費税は輸入品に付加価値税が累積されていないという不平等事実を解消する全品目に対する平等策です。

輸出は免税、非課税、対象外？

なお、トランプ政権は、さらに「輸出免税は実質的な輸出補助金ではないか」との指摘をしています。

消費税は、国内消費に対する課税なので、輸出品には消費税を課することができないとして、商品代金に消費税を上乗せしない金額を輸出品価格とするようにし、売上に係る消費税の納付が免除されています。その一方で、輸出企業が仕入時に負担した消費税をそっくり税額控除できるようにしています。輸出売上は、課税対象外とか非課税ではなく、ゼロ税率課税売上という扱いにする制度設計がそれを可能にしています。

しかしこれは、非課税売上企業への扱いに比し優遇措置と言えます。議論の余地がありそうです。

みなし輸入関税より、輸出に係る消費税の扱いへの指摘の方が鋭い。



中小企業の新たな保証制度 ～経営安定化への道～

中小企業の新たな保証制度

2025 年 3 月 14 日、中小企業庁は物価高や人手不足などの影響を受ける中小企業者向けに、新たな保証制度の取扱いを開始しました。これは、原材料の価格高騰や人手不足に直面する中小企業者を支援するため、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせ、金融仲介機能の強化を図るものです。これにより、省力化投資を促進し、経営の安定や事業の発展を後押しします。この保証制度は 3 年間の時限措置として、2028 年 3 月末まで実施されます。

制度の詳細と申請要件

協調支援型特別保証制度の対象となるのは、以下のいずれかの要件を満たす中小企業者です。一つ目は、申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と同時に、その融資額の 1 割以上のプロパー融資を受けること。二つ目は、申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画を策定し、その実行および進捗を報告することです。

保証限度額は 2 億 8,000 万円で、保証期間は一括返済の場合 1 年以内、分割返済の場合 10 年以内と設定されています。また、保証料率は 0.45% から 1.90% の範囲で、保証申込日に応じて国からの保証料補助が受けられます。

経営改善サポート保証制度の強化

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高、人手不足などで厳しい状況にある中小企業者向けに、「経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）」制度が開始されます。これは、経営サポート会議や中小企業再生支援協議会等の支援を受けて作成した再生計画等に基づき、事業再生を実行するための資金借入を保証するものです。

保証限度額は 2 億 8,000 万円で、保証料率は 0.3%、保証期間は最長 15 年と設定されています。これらの新たな保証制度は、経営環境の変化に柔軟に対応し、持続的な発展を目指す中小企業者にとって大きな支えとなるでしょう。特に、省力化投資や経営改善に取り組む際の資金調達手段として、これらの制度を積極的に活用することが期待されます。

詳細な情報や申請手続きについては、各信用保証協会や中小企業庁の公式ウェブサイトを参照し、早めの対応を心掛けることが重要です。





商用利用は大丈夫？ ChatGPT と切っても切れない著作権の関係について解説（第 5 回）

【質問】

当社も、時代の流れに遅れまいと生成 AI を積極的に活用しようと考え、手始めに ChatGPT を業務に利用していこうと考えています。

ただ、色々調べていると、ChatGPT を利用することで必然的に著作権侵害の問題が生じる旨の記述を多く目にし、不安になっています。

どのように考えていけばよいのでしょうか。

【回答】

前回までの 4 回で解説を行いました、今回は最終回としての“まとめ”を行います。

【解説】

■まとめ

ChatGPT を商用利用するに当たり、著作権侵害の問題を回避するためには、次のような対策を講じることが重要です。

①プロンプトの内容を慎重に設計する

- ・他者の著作物をそのまま引用せず、独自の内容を工夫する。
- ・特定の著作物やキャラクターに直接依存しないプロンプトを使用する。

②AI 生成コンテンツの監査

- ・生成されたコンテンツが第三者の著作権を侵害していないかを確認する。
- ・必要に応じて弁護士や著作権法の専門家の意見を求める。

③利用規約とポリシーの遵守

- ・OpenAI などのサービス提供者が定める利用規約を厳守する。
- ・商用利用の際には契約内容を十分に理解する。

④著作権侵害を防ぐ技術的手段の活用

- ・著作権侵害の可能性があるコンテンツを自動的に検出するツールを導入する。
- ・生成されたコンテンツに関する透明性を確保するため、プロンプトの入力内容を含めた生成過程を説明できるよう予め準備する。

■ChatGPT を商用利用するに際して不安があれば弁護士に相談を

ChatGPT を商用利用する際には、様々な法的リスクが発生する可能性があります。例えば、著作権法以外にも以下のようなリスクが考えられます：

・個人情報保護法

プロンプトに個人情報が含まれる場合、それを適切に保護し、法律に準拠した形で取り扱う必要があります。特に、利用目的外の利用や第三者提供の可能性について留意し、これを守るための対策を講じる必要があります。

・契約上の問題

ChatGPT を利用する場合、OpenAI との契約が必要となります。この契約内容を正確に理解し、自社のビジネスモデルに適合する形で使用するためには、弁護士の専門的な知識が役立ちます。

なお、ChatGPT を例えば、ユーザインターフェースとして提供する場合、適切な利用規約とプライバシーポリシーを策定することが重要です。この利用規約とプライバシーポリシーは専門性が高いものとなりますので、弁護士に任せた方が安心です。

■省力化投資補助金

昨年度から登場した省力化投資補助金ですが、本年度から新たな申請枠が創設されました。(おそらく本年度国が最も注力している補助金となります。)今回は新しくなった省力化補助金の全体像を解説いたします。

【省力化補助金の目的】

省力化補助金は申請する企業等の**省力化(作業時間の短縮や必要人員の削減)**を目的とした**設備投資(機械装置やシステム)**を補助することを目的としています。そのため、**設備投資をすることで自社の省力化に効果があるという事業計画が必要**となります。

【2種類の申請枠】

省力化補助金は、「①専用カタログに掲載されている機械を導入する」か、「②自社オーダーメイド機械を導入するか」によって申請できる枠が変わります。**※②が本年度から新たに創設されました。**今まではカタログに掲載されていないものは活用することができなかったのですが、オーダーメイド品という限定的なものにはなりますが活用範囲は広がっています。

①カタログ型の補助額

補助対象	補助上限額		補助率
補助対象として カタログに登録された 製品等	従業員数5名以下	200万円 (300万円)	1/2 以下
	従業員数6～20名	500万円 (750万円)	
	従業員数21名以上	1,000万円 (1,500万円)	

従業員規模により補助上限額は200万～1,500万円となっています。
2025年4月時点でカタログに掲載されている設備は490件と多くはないですが、販売業者が補助金の手続きも行ってくれることから比較的手間を掛けずに申請できる点、また随時申請が可能な点がメリットとなります。

②オーダーメイド型(一般型)の補助額

補助対象	補助上限額 ^{※1}	
個別現場の設備や 事業内容に合わせた 設備導入・ システム構築	従業員数5人以下	750万円 (1,000万円)
	従業員数6～20人	1,500万円 (2,000万円)
	従業員数21～50人	3,000万円 (4,000万円)
	従業員数51～100人	5,000万円 (6,500万円)
	従業員数101人以上	8,000万円 (1億円)

オーダーメイド型(一般型)も従業員規模に応じて補助上限額が変わってきます。補助率について基本的には2分の1となりますが、従業員規模や補助金額に応じて一部3分の1～3分の2と変動幅があります。こちらは専門家に事業計画書を作成してもらう必要がある点、募集期間が指定されている点で事前準備が必要な枠となります。

本補助金は国が特に注力している補助金となりますので、活用余地がある企業様は資金調達の1つの手法としてご検討・ご相談ください。